

第 7 6 号 議 案 令 和 5 年 度 品 川 区 一 般 会 計 補 正 予 算  
区 内 事 業 者 へ の 物 価 高 騰 等 対 策 支 援 に つ い て

1. 省エネルギー対策設備更新助成金

(1) 目的

エネルギー価格の高騰が長期化し、安定的な事業活動に影響が生じていることから、省エネルギー対策に資する設備更新への助成を行う。7月の受付開始時点での想定件数(200件)を超える申請となり、さらに増える見込みであることから、引き続き、区内中小企業等の事業継続の下支えおよび区内経済の活性化を図る。

(2) 助成内容

- ①助成金額 上限80万円(助成率:対象経費の4/5)
- ②対象者 区内中小企業、個人事業主(全業種)
- ③対象経費
- ・事業活動に資する設備(工場又は店舗等に設置する業務用設備)の購入費および設置工事費
  - ・既存設備の更新であること(新規導入・増設は対象外)
  - ・エネルギー価格高騰の影響緩和に資する設備であること
  - ・1品目あたり単価10万円以上の設備であること
  - ・交付決定後から令和6年3月15日までに導入および支払いが完了すること
- ④対象設備例
- 製造業:冷暖房機器、ボイラー設備、検査機器 など  
飲食業:冷蔵庫・冷凍庫、製氷機、食器洗浄機 など  
運輸業:大型特殊車両 など  
その他:昇降機、高圧洗浄機、電動工具 など

(3) 申請期間

令和6年2月15日まで

品川区電子申請サービスによるオンライン申請を原則とし、書類申請も可とする

(4) 申請状況(11月16日現在)

交付決定 件数:222件 金額:150,587千円

(5) 補正予算額

歳出 80,022千円

<内訳>・助成金(件数:100件)

80,000千円

・郵送代等

22千円

## 2. 運送事業者等燃料費高騰対策支援金

### (1) 目的

原油価格高騰による経営への影響が顕著であり、取引価格・サービス料金への価格転嫁が困難な区内中小企業者等（運輸・交通分野、水産業分野）の燃料費負担を軽減し、事業の継続を下支えするため、年間売上高に応じて支援金を交付する。

### (2) 支援金額

10万円・20万円・40万円

(事業内容および年間売上高に応じて以下のとおり支給)

分野	交付対象事業者 【交付対象事業】	交付要件 年間売上高 (税抜)	支援金額
運輸	トラック運送事業者 【一般貨物自動車運送事業】	3,000万円未満	10万円
	軽貨物運送事業者 【貨物軽自動車運送事業】 タクシー事業者・介護タクシー事業者 【一般乗用旅客自動車運送事業】	3,000万円 ～1億5,000万円未満	20万円
	貸切バス事業者 【一般貸切旅客自動車運送事業】	1億5,000万円以上	40万円
水産	屋形船事業者 【旅客不定期航路事業】	1,000万円未満	10万円
	釣り船事業者 【遊漁船業】	1,000万円以上	20万円

### (3) 申請期間

令和6年1月下旬～3月15日 (予定)

品川区電子申請サービスによるオンライン申請を原則とし、書類申請も可とする

### (4) 補正予算額

歳出 71,837千円

<内訳>・支援金 (想定件数: 470件) 67,000千円  
・窓口業務委託 4,785千円  
・郵送代等 52千円